The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本古代中世の葬送と社会
Author(s)	島津, 毅
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/55686
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　島津　毅　）	
論文題名	日本古代中世の葬送と社会

論文内容の要旨

日本の葬送研究は、二十世紀になってようやく始まるが、一九七〇年代までは民俗学が中心に進めていた。というのも、柳田民俗学が文献史学を批判し、仏教に否定的であったことから、宗教学や宗教史等が葬墓制研究に関心を示さず、葬墓制が習俗や民俗であるとの考えが支配的であったためである。ただ、そのなかでも戦後一九四〇年代、五〇年代にかけて歴史民俗学や仏教民俗学が構想、提唱されるようになり、そうした立場からの葬送研究も進められ、七〇年代には葬送墓制研究の論稿が相次いで発表される。

一方、日本史学は七〇年代以降、それまでの社会構成体史研究が行き詰まりを見せ始め、社会史研究に注目が集まり、民衆の暮らし、行動様式、習俗など歴史的社会の基底部のものへ関心が向けられるようになる。こうした社会史研究の進展から、八〇年代、ケガレ、非人、禅律僧など葬送とも密接な分野の研究が進み、九〇年代以降、ようやく葬送自体が本格的に歴史学研究の対象となり、日本史学による研究も進展する。しかし、二〇〇〇年代になっても、死の習俗について十全な展開をせず、葬送・墓制も長期的視座に立った研究も多くなく、相互批判も十分ではないと指摘されている。

こうした研究状況において、歴史学の立場から葬送を研究するには、越えなければならない二つの大きな課題があった。研究手法上の課題と先行研究のもつ課題である。

まず研究手法上の課題とは、葬送史研究が霊魂観すなわち心性を研究の対象とせざるを得ないことから生じる課題である。具体的には、変化の波長が長い心性を捉えるために、非常に長い年代を俯瞰する必要があり、そして社会通念としての心性は社会の広い階層・範囲から多くの事例を捉えなければならないことである。つまり、こうした大量の史料を集積しなければ研究は始まらず、心性史研究の大きな課題となっていた。しかし、近年、史料集の刊行やデータベース化による検索が比較的容易となり、この課題を克服することも可能となってきている。

次に先行研究のもつ課題とは、これまで葬送研究を進めてきた民俗学と社会史研究が持つ問題に起因するものである。今その課題を本稿における研究の指針として表記する。①死に対する観念を霊魂観のみならず、遺体・遺骨を含めて総合的に考察する。②遺体･遺骨の持つ斥力を曖昧な「ケガレ」概念に収斂させない。③誰が遺骸処理を担ってきたか、死体に直面した人々の観念に即して検討する。④研究が遅れている葬送と仏教の関係の研究を深める。本稿は、この四つを越えるべき先行研究の課題として据え、研究に取り組んでいった。

そして、こうした課題に対して、本稿は次のような視角をもって研究を進めていった。一つは葬送儀礼と「心性」。葬送儀礼は、死体を眼前に据えた議論が可能であり、死生観を最も実証的に研究できる素材である。ゆえに、死をめぐり目に見える葬送儀礼とそれを支える目に見えない精神文化を一体的に把握して、初めて死の観念を全体的にを理解することが可能となる。二つめは葬送と中国文化。柳田民俗学は、外来文化の影響を排除しようとしたが、むしろ日本人の心性は対外文化の影響の下に形成されてきたと言って良い。日本の歴史は、東アジア世界との領域のなかで再考すべきとの指摘、とりわけ儒教、律令、仏教は葬送とも深く関係していたことを念頭に置く。三つめは社会史としての葬送史研究。葬送史研究は、死者に対する研究ではなく、生者の心性史であり、社会生活史であるとの視角である。本稿は、以上のような課題意識と視角から検討を進めた。その具体的な成果は以下の通りである。

まず第一章では、八世紀から十六世紀までの葬送の時刻を示す事例を通じて、葬送が執り行われる時刻が、古代から中世にかけて夜から暁、そして日中へと変化していくことを明らかにした。その前提として、死体観が禍々しいものから往生人という尊極なものへ変化していったことを指摘した。また、その変化は仏教なかんずく浄土経による他界観の変化が決定的な役割を果たしていたと考えた。死体観・他界観といった死生観も変化すること、それは葬送儀礼の変化と表裏の関係にあったことを実証的に示すことができた。

こうした死生観と葬送儀礼の関係を明らかにしたうで、第二章では、遺体を生きているかのようにして寺院等の他

所へ移送するという、平安時代以降の葬送の習俗「平生之儀」をとりあげ、その目的と背景を考えた。

まず、十世紀から十六世紀までの事例を通して、「平生之儀」と認められる要件とこの間における受容状況を明らかにした。そして「平生之儀」と死穢との関係を検討し、死穢の隠蔽が目的であるとする先行研究の理解が妥当ではないことを明らかにした。事実は、死体・葬車が人々を他界へ引きずり込みかねない存在、凶事と認識されていたことが、その背景にあった。「平生之儀」は、死体・葬車がもたらす障害を一時的に回避する措置として、葬礼を装わない方法により遺体を移送していたのであった。

当時の人々にとって、死体の斥力が死穢とのみ考えられていたのではなく、人を死に至らしめる怖ろしいものと認識されていた。そのことが葬送儀礼にも影響を及ぼしていたことを、実証的に明らかにすることができた。

次いで第三章では、奈良時代から平安時代における葬送の実態を、すでに仏教が担っていた霊魂処理儀礼との関係に留意しつつ検討した。

まず奈良時代から平安時代初期には、仏教による霊魂処理と、律令制度の一環として導入した中国様式の葬送儀礼と日本在来の儀礼が習合した「喪葬令」的葬送による遺体処理との二元的な対応であったことを指摘し、その背景を考えた。そして九世紀後半以降、薄葬思想の影響による「喪葬令」的葬送の衰退、唐代の呪術的な仏教の浸透、人々の往生への希求などを通じて、九世紀末から顕密僧が呪的な儀礼を以て葬送に関与し始めたことを明らかにした。

日本が唐から受容した「喪葬令」的葬送や呪術的な仏教は、嫌悪の対象たる遺体を処理する方策でもあり、遺体を禍々しいものと見る遺体観が前提にあったことを示していたのである。

こうした仏教僧が葬送に関わり始めた平安時代以降、中世における葬送形態としての分業構造とその変化の実態を、第四章では解明した。

この時代の葬送形態は葬送全体を統轄する者と、個々の儀礼を司る者との重層的な執行体制を有していたこと、その変化はこの両層において俗人と僧侶との間でそれぞれ生じていたが、葬送全体を統轄する者は俗人から禅律僧へ移行していたことを指摘した。

従来は、これを遺骸・遺骨を処理する者が顕密僧から禅律僧へ移行するものとし、俗人が葬送で何を担ったのかほとんど関心が示されなかった。しかし、遺骸・遺骨に触れる儀礼を平安時代から担っていたのは、故人の親族や近臣であった。彼等にとって、触穢の忌避以上に故人との所縁に対する思いが重要であり、それゆえに遺骸・遺骨処理を俗人が担っていたことを示すことができた。

以上の通り第四章で葬送を誰が担っていたのかを明らかにしたが、これに対して第五章では、中世後期の葬送において清水坂非人の奉行衆（坂）が持っていたとされる権益や、三昧聖との関係を明らかにした。

従来、中世後期には坂が京中の葬送を統轄し、寺院が独自に葬送を行うためには坂の免許が必要だと理解されていた。しかし、十五世紀以降、坂が東寺などに対して獲得していた権益とは、葬具の差し出し免除料や葬具継続使用料であって、寺院が独自に葬送を実施することへの免許料などではなかったことを明らかにした。

また十一世紀中頃から十二世紀には、中世後期の三昧聖につながり得る者として、墓地の周辺に墓守・墓聖等がすでに存在しており、中世後期に荼毘を担った三昧聖は、坂非人とは系譜・職掌を異にし、坂非人から分化したものではないことを明らかにした。

そして第六章では、前章で明らかにできなかった、坂非人が葬送で諸道具類を取得し得た権利の由来や、中世後期において坂が権益を獲得していった背景を解明した。

まず、少なくとも十世紀初め頃から葬送で行われていた葬場で上物を焼却する儀礼に注目し、中世前期に坂非人がそれを獲得していった経緯を明らかにした。そして、中世後期の葬送墓制の変化に対応する形で、坂の権益が鳥辺野以外の葬地における葬送へも展開していくことになった経緯を考察した。

そうした検討の結果、坂非人が弔いとしての葬送に携わることはなく、乞場に対する支配力から葬具等を取得する存在に過ぎなかったことを明らかにした。従来、遺体と言えば触穢の対象との理解であったから、遺骸・遺骨を処理する葬送は「キヨメ」の一環であって非人が担うという図式が成り立っていた。しかし葬送が「キヨメ」であったことはかつてなく、非人が葬送を担うようなことはなかったのである。

以上の検討をふまえ、終章では、本稿を「心性史」研究、中国文化の受容、社会史研究との関係から振り返り、本稿で指摘したことによってパラダイムシフトを促すものと考えた。しかし、それは、従来ほとんど研究の対象にされることがなかった遺体や遺骨を通して死生観に迫り、そのために奈良時代から戦国時代までという長い年代を俯瞰し得たからであり、素材と手法の斬新さによって可能となったものであるとした。

そして最後に、極端な多死社会を迎えようとする現代にあって、日本が本来持っていた死生学、他界観が重要な意義を持つことを述べて本稿を締め括った。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　島津　毅　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　大阪大学　教授	川合　康
	副 査　大阪大学　教授	村田　路人
	副 査　大阪大学　准教授	市　大樹
	副 査　京都学園大学　教授	平　雅行

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式７別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：　日本古代中世の葬送と社会

学位申請者　島津毅

論文審査担当者

主査　大阪大学教授　　川合康

副査　大阪大学教授　　村田路人

副査　大阪大学准教授　市大樹

副査　京都学園大学教授　平雅行

【論文内容の要旨】

本論文は、日本の古代中世における葬送の実態とその歴史的変遷を検討し、葬送をめぐる社会関係とそれを支える心性の歴史的変化を明らかにしようとしたものである。序章・終章のほか６章から成り、枚数は 594 枚（400 字詰め換算）である。

序章では、葬送史をめぐる歴史学や歴史民俗学・仏教民俗学の研究史とその問題点を指摘した。そして、葬送の歴史研究の立ち後れを克服するために、①死の観念、②遺体・遺骨観、③遺骸処理の担い手、④葬送と仏教との関係が、8 世紀から 16 世紀の間にどのように変化したかを検討すると述べる。

第一章では、葬送を行う時刻が 12 世紀より夜から暁、さらに日中へと変化してゆく様子を明らかにした。そして、①夜型葬送は夜が他界に通じるとの認識のもとで行われていた、②浄土信仰が盛んになると、往生人との結縁を求めて日中型葬送が登場し、さらにそれが室町将軍による「見せる葬送」へと発展した、と論じた。

第二章では、遺体を生きているかのように装って移送する「平生之儀」をとりあげた。そして、「平生之儀」による遺体移送が、死穢の発生や天皇の死を隠蔽することを目的としたものではなく、葬送の凶事性を一時的に回避するための措置であり、中世を通じて貴族・武家社会で広く行われていたことを明らかにした。

第三章では、葬送の仏教儀礼化が進展する道程を考察した。そして、①8 世紀から 9 世紀前半までは喪葬令の規定にもとづく葬送が行われており、天武・聖武天皇の葬送も仏教儀礼とは言えない、②9 世紀後半より、薄葬思想の影響によって喪葬令的葬送が衰退し、顕密僧の葬送への関与が始まるが、僧侶の関与はなお葬送儀礼の一部にとどまった、と論じた。第四章では、葬送における俗人と僧侶との分業構造の実態とその変化を検討した。そして、遺骸・遺骨に触れる儀礼は僧侶ではなく、故人の親族や近臣が担っていたことを明らかにするとともに、12 世紀末より、葬家の負担軽減のため、葬送儀礼の一部を次第に禅律僧に委ねるようになった、と述べている。

第五章では中世後期の三昧聖を取りあげた。そして平安時代に墓地の周辺で活動していた墓聖が三昧聖の淵源であるとし、三昧聖は清水坂非人とは系譜を異にし、坂非人から自立して荼毘を行っていた、と述べた。第六章では、京都の葬送に対する清水坂非人の権益について検討した。そして、①上物（輿）は葬場で焼却されていたが、13 世紀になると坂非人に施与されるようになった、②葬送墓制が変化するなかで、鳥辺野での坂非人の権益

が鳥辺野以外の京都の葬送にも展開していった、と述べている。

終章では、本論文の成果を心性史、中国文化の受容、社会史研究との関わりから確認した。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の第一の成果は、葬送における僧俗の分業構造とその歴史的変遷を明らかにしたことである。鎌倉時代後期より禅律僧が葬送を積極的に担ったことから、これまでの研究では、ケガレ観の肥大化によって、葬送の担い手が顕密僧から禅律僧に変化すると考えてきた。それに対し申請者は、遺骸・遺骨に触れる儀礼は親族・近臣などの俗人が行っていたが、このうち沐浴・入棺が禅律僧に委ねられるようになったことを実証し、その変化が葬家の負担軽減に応えるものであったと論じている。もともと葬送が俗人によって行われてきたことからすれば、僧俗分業構造への着目によって、①仏教化される以前の喪葬令的葬送から、②顕密僧が関与する段階、③禅律僧による請負段階へと、葬送史を長期的に見通すことが可能となった。これは葬送史研究への重要な貢献である。

第二の成果は、京都の葬送における清水坂非人の権益内容に見直しを迫ったことである。中世後期には清水坂非人が京中の葬送を統括していたとするのがこれまでの通説であったが、申請者は、①荼毘に従事した三昧聖は清水坂非人とは別の自立的存在であり、坂非人は葬送を行っていない、②葬場で焼却していた上物（輿・調度品）を、13 世紀に鳥辺野の坂非人に施与するようになった、③葬送・墓制の変化に対応して、坂非人は鳥辺野での輿取得権を梃子に、鳥辺野以外の葬送でも葬具使用料を取得するようになったことを明らかにした。この問題は史料的な制約が大きく、なお検討の余地が残るものの、非常に蓋然性の高い仮説を提起してみせた。清水坂非人の研究は長らく停滞してきたが、申請者の仮説の提示によって、新たな水準で研究が活性化することが予想される。

第三の成果は、実証的な心性史研究の提起である。葬送の時刻では 311 例、「平生之儀」による遺骸移送では 105 例、遺骸に触れる儀礼の関与では 77 例を挙げるなど、8 世紀から 16 世紀末までの葬送をめぐる社会関係や心性の変化を、史料の大量観察によって実証してみせた。ともすれば心性史は、史料のつまみ食いと推論によって構成されがちであるが、申請者は日本史においても実証的な心性史研究が成り立ちうることを提示してみせた。

もちろん、残された課題もある。中国文化との比較や喪葬令的葬送の衰退については、なお検討が必要であろうし、死体の斥力をめぐる観念についても身分・職能の違いを踏まえた考察が求められる。とはいえ、膨大な史料をもとに、古代中世の葬送とそれをめぐる社会関係を明らかにした本論文は、葬送や非人研究はもとより古代・中世史研究一般や心性史研究への重要な貢献として研究史に残るであろう。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。